

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部改正について

1 改正の理由

国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）の一部改正は、令和6年4月1日の施行に向けて準備が進められております。このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

2 改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参照すべきものは、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改 正 の 内 容
ア 介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置	<ul style="list-style-type: none">事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならぬものとする。常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならぬものとする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。管理者は専らその職務に従事する者でなければならないものとする。（同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く。）
イ 身体拘束等の適正化の推進	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。

(2) 基準省令を参照し改正するもの

項目	改 正 の 内 容	
	基準省令（案）	水戸市が定める基準
ア 重要事項の掲示	重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資するに認められるもの）について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよ	基準省令のとおりとします。

	<p>う、原則としてウェブサイトにも掲載する。 (1年の経過措置期間を設ける。)</p>	
イ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング	<p>次の要件を満たした場合少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、訪問しない月は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うこととする。</p> <p>(ア) 利用者から同意を得ていること</p> <p>(イ) 次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況が安定していること。 ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。 ・介護支援専門員がテレビ電話等のモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受けていること。 	基準省令のとおりとします。
ウ 市に対する情報提供	<p>市から情報提供の求めがあった場合は介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。</p>	基準省令のとおりとします。

※「水戸市が定める基準」について、その内容により、規則等において規定する場合があります。

3 施行期日

令和6年4月1日